

大町市規則第20号

大町市太陽光発電設備の設置管理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大町市太陽光発電設備の設置管理等に関する条例（令和6条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(認可地縁団体等に該当する団体)

第3条 条例第2条第1項第5号に規定する認可地縁団体等は、地方自治法第260条の2第1項の規定により、市長の認可を受けた団体（以下この条において「認可地縁団体」という。）とする。ただし、事業地となる地域に認可地縁団体がない場合は、次に掲げる団体で市長が認めたものとする。

- (1) 自治会又は自治会に準ずる法人格を持たない住民組織
- (2) 木戸、隣組、町内会、地域住民による組合等、法人格を持たない自治会より小規模な住民組織
- (3) 地域住民の相互の連絡、環境の整備等、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行っている団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に市長が認めたもの

(条例第9条第2項に規定する区域に準ずる区域)

第4条 条例第9条第2項に規定する区域に準ずる区域は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第9条第2項第4号に規定する地すべり防止区域に準ずる区域 長野県が地すべり危険箇所（土木）、地すべり危険地（農政）又は山地災害危険地区（地すべり危険地区（林務））として公表している区域
- (2) 条例第9条第2項第5号に規定する急傾斜地崩壊危険区域に準ずる区域 長野県が急傾斜地崩壊危険箇所又は山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区（林務））として公表している区域
- (3) 条例第9条第2項第6号に規定する土砂災害警戒区域に準ずる区域 長野県が土石流危険区域、土石流危険溪流又は山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区（林務））として公表している区域

(事前協議)

第5条 条例第10条第1項の規定による事前協議を行おうとする事業者は、事業計画事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺1万分の1以上のものに限る。）

- (2) 現況写真又は事業区域及び発電設備の設置予定範囲が確認できる書類
 - (3) 公図の写し及び不動産登記情報が確認できる書類
 - (4) 平面図、架台立面図その他付属する図面及び設備仕様書
 - (5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第9条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定（以下「事業計画認定」という。）を受けたこと証する書類の写し又は事業計画認定に係る申請書類の写し若しくは申請予定の事業内容が確認できる書類（事業計画認定を受ける事業に限る。）
 - (6) 託送供給に係る契約書の写し（事業計画認定を受けない事業に限る。）
 - (7) 現在又は履歴事項全部証明書等の写し（事業者が法人の場合に限る。）
 - (8) 太陽光発電設備の維持管理に係る計画書
 - (9) 雨水排水計画書及び雨水排水施設構造図
- 2 前項の場合において、事業者は、条例第10条第2項及び第3項、条例第12条、条例第13条並びに条例第14条に規定する手続等に要する日数を考慮（太陽電池モジュールの合計出力が50キロワット以上の場合にあつては、さらに日数を考慮）した上で、太陽光発電事業開始の予定期日まで時間的余裕をもって事前協議書を提出しなければならない。
- 3 条例第10条第2項の規定による必要な指示、助言又は指導は、事業計画事前協議回答書（様式第2号）の交付により行うものとする。
（変更事前協議）
- 第6条 条例第11条第1項の規定による変更事前協議を行おうとする事業者は、速やかに事業計画変更事前協議書（様式第3号。以下「変更事前協議書」という。）に、当該変更の内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 前条第2項の規定は、変更事前協議に準用する。
- 3 条例第11条第2項の規定による必要な指示、助言又は指導は、事業計画変更事前協議回答書（様式第4号）の交付により行うものとする。
- 4 条例第11条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、同一事業区域内で、合計出力及び築造面積が増加しない太陽電池モジュールに関する変更とする。ただし、雨水排水施設及びパワーコンディショナー等の設置に関して変更が生じる場合は、変更事前協議を行わなければならないものとする。
（説明会）
- 第7条 条例第12条第1項の規定による説明会を行う事業者は、太陽光発電事業に関する次に掲げる事項を説明しなければならない。
- (1) 設備の設置工事の内容に関すること。
 - (2) 防災、環境保全及び景観保全の対策に関すること。
 - (3) 設置後の保守点検及び維持管理の計画に関すること。
 - (4) 災害等の非常時における対応に関すること。
 - (5) 撤去及び処分等の計画に関すること。
- 2 説明会を行った事業者は、太陽光発電設備住民等説明会経過報告書（様式第5号）

に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 説明会で用いた資料の写し
- (2) 説明会の実施状況が確認できる写真
- (3) 説明会に出席した者の名簿の写し
- (4) 説明会の議事録
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(協定)

第8条 条例第13条第1項の規定による協定の締結又は不要の認定は、当該認可地縁団体等を構成する者の4分の1以上の反対がある場合には行えないものとする。ただし、当該認可地縁団体等において意思決定の方法がある場合には、その方法により協定の締結又は不要の認定を決定することができるものとする。

(発電事業の許可)

第9条 条例第14条第1項の規定による許可を受けようとする事業者は、発電設備の設置に着手する日の14日前まで(太陽電池モジュールの合計出力が50キロワット以上の場合にあつては30日前まで)に太陽光発電設備設置許可申請書(様式第6号。以下「許可申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 第5条第1項第1号から第4号まで及び第6号から第9号までに掲げる書類
- (2) 事業計画認定を受けたことを証する書類(事業計画認定を受ける事業に限る。)
- (3) 事前協議又は変更事前協議において指示された事項等への対応及び関係法令等の手続きを完了したことが確認できる書類(指示された事項等がある場合に限る。)
- (4) 施工計画書
- (5) 誓約書(様式第7号)
- (6) 対策雨水量等計算書
- (7) 協定書の写し(協定書の締結がない場合にあつては、協定書の締結が不要であることを確認できる書類)

2 市長は、前項の許可申請書の提出があつた場合は、内容を審査し、相当と認めるときは、太陽光発電設備設置許可書(様式第8号)を事業者に交付するものとする。

(特定使用人)

第10条 条例第15条第1項第2号クに規定する特定使用人は、次に掲げる者とする。

- (1) 本店若しくは支店又は主たる事務所若しくは従たる事務所の代表者
- (2) 前号に掲げる者のほか、太陽光発電設備設置事業に係る契約を締結する権限を有する者

(規則で定める許可の基準等)

第11条 条例第15条第1項第3号の規則で定める許可の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する事項

ア 造成等を行うときは、当該造成等が太陽電池モジュールの設置及び管理並び

- に事業区域への進入路及び排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。
- イ 斜度15度以上の勾配を有する土地を含む区域に太陽光発電設備を設置するときは、地盤の安定を確認していること。この場合において、地盤の安全を保つための措置を講じる必要があると認められるときは、当該措置が講じられていること。
- ウ 事業区域内の雨水その他地表水が隣地、側溝、河川等に直接流出しないために必要な施設が設置されていること。
- エ 設置工事の完了時に1.2メートル以上の高さの金網フェンス等の設置その他第三者が事業区域に容易に立ち入ることができないための対策が講じられていること。
- オ 事業区域の境界及び金網フェンス等から太陽光発電設備までの間に1メートル以上の距離を設ける等、事業区域の隣地に太陽光発電設備が接触しないための対策が講じられていること。
- (2) 事業区域及びその周辺地域における良好な景観、自然環境等の保全に関する事項
- ア 事業区域内に生育する木竹を伐採するときは、当該伐採が太陽電池モジュールの設置及び管理並びに事業区域への進入路及び排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。
- イ 工事の施工に使用する工事車両による排出ガスの抑制並びに騒音及び振動の防止について必要な措置が講じられていること。
- ウ 太陽電池モジュールを構成する太陽電池セルは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものを使用していること。
- エ 太陽光発電設備に係るパワーコンディショナー、分電盤等の設備は、周囲の景観に調和した色彩としていること。
- オ パワーコンディショナーを設置するときは、周辺住民等への騒音及び低周波音等を軽減するための措置が講じられていること。
- (3) 地域住民等との良好な関係の構築及び維持に関する事項
- ア 地域住民等から地域の良好な景観、自然環境等の保全に関する情報を聴き取り、事業区域及びその周辺地域の実情に即した事業計画としていること。
- イ 地域住民等への事業計画の周知及び地域住民等からの意見を聴取するために必要な措置が講じられていること。
- ウ 太陽光発電設備設置事業の期間において、認可地縁団体等の代表者及び地域住民等と当該事業に関する協議を継続的に実施できるように必要な措置が講じられていること。
- (4) 太陽光発電設備の設計の安全性の確保に関する事項は、再エネ特措法第9条第4項各号のいずれにも適合したものであること（事業計画認定を受けない事業の場合に限る。）。
- (5) 抑制区域で計画する場合に特に配慮すべき事項は、災害の防止及び良好な景観、

自然環境等の保全のための措置が確認できる資料が添付され、必要な措置が講じられていること。

(6) その他市長が必要と認めた事項は、市長が別に定める。

(誓約)

第12条 条例第16条で規定する誓約は、誓約書(様式第7号)によるものとする。

この場合において、個人にあつては署名押印を、法人その他団体にあつては署名押印又は記名押印を要するものとする。

(標識)

第13条 条例第17条で規定する標識は、様式第9号とする。

(変更の許可申請)

第14条 条例第18条第1項の規定による変更の許可を受けようとする許可事業者は、太陽光発電設備設置変更許可申請書(様式第10号。以下「変更許可申請書」という。)に、当該変更の内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更許可申請書の提出があつた場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、太陽光発電設備設置変更許可書(様式第11号)を許可事業者に交付するものとする。

3 条例第18条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 同一事業区域内で、合計出力又は築造面積が増加しない太陽電池モジュールに関する変更(雨水排水施設及びパワーコンディショナー等の設置に関して変更が生じる場合を除く。)

(2) 現場管理者の氏名又は住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更

(3) 設置工事の着手予定日又は完了予定日の変更

4 条例第18条第2項の規定による届出は、太陽光発電設備設置事業軽微変更届出書(様式第12号)によるものとする。

(着手の届出)

第15条 条例第19条の規定による届出は、太陽光発電設備設置工事着手届(様式第13号)によるものとする。

(完了の届出)

第16条 条例第20条第1項の規定による届出は、太陽光発電設備設置工事完了届(様式第14号)によるものとする。

2 条例第20条第2項の規定による通知は、太陽光発電設備設置工事完了届受理書(様式第15号)によるものとする。

(設置後の報告)

第17条 条例第25条の規定により市長が事業者に対して求める報告又は提出を求める資料は、次に掲げるものとする。

(1) 太陽光発電事業に係る太陽光発電設備等の維持管理の状況

(2) 条例第5条第3項第2号に規定する費用の確保の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項及び書類
(事業の廃止等)

第18条 条例第26条第1項の規定による届出は、太陽光発電設備撤去予定届(様式第16号)によるものとする。

2 条例第26条第2項の規定による届出は、太陽光発電設備撤去完了届(様式第17号)によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 太陽光発電設備の撤去及び撤去に伴い発生した廃棄物等の適正な処理に関する事項並びに太陽光発電事業の廃止に関する事項が確認できる書類

(2) 太陽光発電設備撤去後の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(身分証明書)

第19条 条例第27条第2項の規定による証明書は、身分証明証(様式第18号)によるものとする。

(検討委員会)

第20条 条例第31条の規定による検討委員会は、次に掲げる者をもって組織し、市長がこれを任命する。

(1) 副市長

(2) 総務部長

(3) 民生部長

(4) 地域振興部長

(5) 建設水道部長

(6) 教育次長

2 検討委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 条例第22条に規定する許可の取消しに関すること。

(2) 条例第29条に規定する勧告に関すること。

(3) 条例第30条に規定する改善命令に関すること。

(4) 条例第32条に規定する公表に関すること。

(5) 条例第36条に規定する罰則に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、太陽光発電設備の設置管理等に関すること。

3 委員長は、副市長をもって充て、委員長に事故あるときは、総務部長がその職務を代理する。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会に識見を有する者を出席させ、意見等を求めることができるものとする。

6 検討委員会の庶務は、民生部生活環境課が行う。

(公表)

第21条 条例第32条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市役所掲示場への掲示

(2) 市のホームページへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。